

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	保健福祉課 又は地域福祉課	検索番号	7-4
法令名	社会福祉法	根拠条項	50-3		
許認可等	社会福祉法人の合併の認可				
(根拠規定)					
[社会福祉法第 50 条第 3 項]					
吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない					
(許認可等の基準)					
[社会福祉法人の認可について (平成 12 年 12 月 1 日社援第 2618 号厚生省社会・援護局長他連名通知)]					
[社会福祉法人の認可について (平成 12 年 12 月 1 日社援企第 35 号厚生省社会・援護局企画課長他連名通知)]					
(その他)					